令和３年２月５日
島根県防災部防災危機管理課
担当：茶山、太田
電話：0852-22-5885

第 23 回島根県対策本部会議の開催結果について

本日、標記会議を開催しました。概要は下記のとおりです。

日　時：令和３年２月５日（金）　11:50～12:05
場　所：島根県庁６階　講堂
出席者：知事、副知事、各部局長、女性活躍推進統括監、関係課長　　計 21 名
内　容：以下のとおり

１．緊急事態宣言の期間延長に伴う県の対応について

（１）緊急事態宣言の期間延長について（防災危機管理課長）
緊急事態宣言の対象期間及び区域の変更について説明　　【資料１】

（２）県内の患者発生状況について
健康福祉部（健康福祉部長）
①　県内の感染者の状況等について説明　【資料２】

・県内では、これまでに、計 274 人の感染が確認されており、１月以降では、65 人の感染を確認。
・県では、これまで、感染者の接触者及び接触の可能性のある方に対し、幅広く PCR 検査等を行う方針で調査・検査を実施。
・感染者は、最近の全国の発生状況と比較しても低位に抑えられており、保健所を中心とした調査・検査が的確に対応できているものと考えている。
・陽性患者は、11 月中旬から年末年始にかけて増加傾向が見られ、その後は減少傾向にあった。１月下旬にクラスターの発生により一時的に大幅に増加したが、月単位でみると 12 月は 61 人、1 月は 60 人とほぼ横ばいの状況。
・医療提供体制として、入院病床は速やかに患者の受入ができるよう 113 床の即応病床を 12 月 18 日以降順次増やし、２月５日現在、198 床を確保済。

・本日５日 10 時時点での入院患者数は 22 人、病床使用率は、確保病床全体では 8.7%、即応病床で 11.1%となっている。
・患者の増加に備え、軽症者や無症状者の療養のための宿泊施設として 98 室を確保しており、入院等の受け入れに支障が生じないよう体制を整えている。
・今後とも、医療機関など関係者の協力を頂きながら、医療提供体制の確保や診療・検査体制の強化に努め、積極的な調査、検査を行うとともに、県民の皆様へ３密の回避など基本的な感染対策の呼びかけを行っていく。

②　他の都道府県の保健所における積極的疫学調査の重点化（縮小）の状況について説明　【資料３】
・感染拡大防止の観点から、県から厚生労働省に保健所業務の重点化に関して、要請を行っている。
・積極的疫学調査における優先度について、国は令和２年 11 月 20 日付で、「積極的疫学調査を実施する際、高齢者等重症化リスクが高い集団等を優先した取組の推進」を示した。
・さらに、令和３年１月８日付けで、「全国の感染者数と重症者数が高い水準で推移している状況を踏まえ、業務の重点化が重要であるとして、積極的疫学調査について高齢者や基礎疾患を有する者等の重点化の検討」についても示されました。
・こうした国の通知により、３ページ、４ページにありますように、東京都や神奈川県では、積極的疫学調査の主な調査対象を医療機関や高齢者施設等に重点化、又は絞るなどとされている。
・要請文の３段落目にあるように、このことは、島根県民が当該積極的疫学調査の規模を縮小した都道府県に滞在している間に濃厚接触者となった場合でも、当該都道府県からの情報提供はなく、島根県内の感染リスクを拡大させる要因となる。
・こうしたことから、２月３日（水）に厚生労働省に対し、積極的疫学調査の重点化（対象範囲の縮小）に係る全国の実施状況を調査し、その結果を情報提供して頂くよう、要請したところ。

（３）県の対応等について（防災危機管理課長）
①　感染者の状況を踏まえた県の目安等について説明　【資料４】
②　全国の感染状況について説明　【資料５】
③　島根県の対応（案）について説明　【資料６】

２．知事指示事項

２月２日に、政府は緊急事態措置を実施すべき期間と区域を変更したことから、県民の皆様に、次のとおり要請します。

なお、要請期間は令和３年２月８日から３月７日までとします。

（都道府県をまたぐ移動について）

１．　緊急事態措置を実施すべき区域である、埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県、岐阜県、愛知県、京都府、大阪府、兵庫県及び福岡県との往来を控えてください。

特に、東京都、埼玉県、千葉県、神奈川県のように、保健所による積極的疫学調査の対象の限定を実施又は検討している地域との往来は、極力、控えてください。

この他に、北海道札幌市、福島県、茨城県、栃木県、群馬県、広島県広島市、長崎県、熊本県、宮崎県、沖縄県などのように、都道府県が住民に対して、不要不急の外出自粛を要請している地域との往来については、慎重に判断をしてください。特に、発熱等の症状がある場合は、往来を控えてください。

これらにつきましては、やむを得ない仕事や、就職活動、受験、葬儀、看病・介護などでの往来は、発熱等の症状がある場合を除き、控えて頂く必要はありません。

（基本的な感染症対策の徹底について）

２．　職場や家庭での感染を防ぐため、感染リスクが高まる「５つの場面（飲酒を伴う懇親会等、大人数や長時間におよぶ飲食、マスクなしでの会話、狭い空間での共同生活、居場所の切り替わり）」に注意し、引き続き

⑴　「３つの密」の回避

⑵　「人と人との距離の確保」

⑶　「マスクの着用」

⑷　「手洗いなどの手指衛生」など、

基本的な感染症対策に取り組むようお願いします。

（飲食店の利用について）

３．　飲食店の利用について、各店舗において感染症拡大防止対策を徹底してもらうこと、県民の皆様にも、そうした店舗を利用して頂くことを前提として、

⑴　「県外の人との飲食」は、ノンアルコールの場合を含め、県内・県外問わず、控えること

⑵　県外からの帰省など、県外の方が自宅に宿泊されたご家庭の方は、県外の方が戻られた後２週間は、ご家族以外との飲食を、ノンアルコールの場合を含め、控えること

⑶　県外への帰省など、県外の方の自宅に宿泊された場合も、県内に戻られた後の２週間は、ご家族以外との飲食を、ノンアルコールの場合を含め、控えること

⑷　飲食店の利用について、当面、

①　飲食の際の人数を、９人以下として頂き、かつ、県外の方と飲食された方や、県外の方の自宅での宿泊をされた方は、２週間経過するまでは参加を控えること。

②　時間については１時間 30 分を限度とすること。

⑸「接待を伴う飲食店」については、引き続き、

① 県外での利用を控えること

② 県内でも、県外の人との利用を控えること

ただし、いずれの事項も、鳥取県、そして生活（通勤、買物等）圏域を共通する広島県・山口県の一部地域については、県内と同様に取り扱うこととします。

この他、先ほどの「島根県の対応」（案）で、お示しした

４．冬場の換気の実施
５．業種ごとのガイドライン遵守
６．イベント開催の目安
７．接触確認アプリの活用
８．事業所での接触低減の取組

についての対応をお願いします。

９．　感染した方やその関係者などに対する、インターネットやＳＮＳでの誹謗中傷、うわさ話などは厳に慎みんでください。県や市町村などの公的機関が発信する情報に基づき、人権に配慮した冷静な行動をとるよう、重ねてお願いします。

島根県でも、感染者が発生した店舗のうち、不特定多数の利用者がおられる店舗については、店舗の同意を頂いた上で、店名公表をさせて頂いております。

これは店舗を経営されている方にとりましては、店名公表による風評被害や経営悪化を覚悟の上で、県民の皆様への感染拡大防止のため、真摯にご協力頂いたものであります。

そういった店舗に対しての、誹謗中傷や心無い言動は厳に控えて頂きますようお願いします。

県としましては、全国の感染状況等を注視し、国や他の都道府県、市町村、医療機関などと緊密に連携を取りながら、感染拡大防止、医療提供体制の確保、そして地域経済の回復などに全力で取り組んでまいりますので、引き続き、県民の皆様のご理解とご協力をお願い致します。

資料１

新型コロナウイルス感染症緊急事態宣言の期間延長及び区域変更

新型インフルエンザ等対策特別措置法（平成 24 年法律第 31 号）第 32 条第１項の規定に基づき、令和３年１月７日、新型コロナウイルス感染症緊急事態宣言をしたところであるが、下記のとおり、緊急事態措置を実施すべき期間を延長するとともに区域を変更することとし、令和３年２月８日から適用することとしたため、同条第３項の規定に基づき、報告する。

記

(1) 緊急事態措置を実施すべき期間

令和３年１月８日（岐阜県、愛知県、京都府、大阪府、兵庫県及び福岡県については、同月 14 日）から３月７日までとする。ただし、緊急事態措置を実施する必要がなくなったと認められるときは、新型インフルエンザ等対策特別措置法第 32 条第５項の規定に基づき、速やかに緊急事態を解除することとする。

(2) 緊急事態措置を実施すべき区域

埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県、岐阜県、愛知県、京都府、大阪府、兵庫県及び福岡県の区域とする。

(3) 緊急事態の概要

新型コロナウイルス感染症については、

・肺炎の発生頻度が季節性インフルエンザにかかった場合に比して相当程度高いと認められること、かつ、

・感染経路が特定できない症例が多数に上り、かつ、急速な増加が確認されており、医療提供体制もひっ迫してきていることから、

国民の生命及び健康に著しく重大な被害を与えるおそれがあり、かつ、全国的かつ急速なまん延により国民生活及び国民経済に甚大な影響を及ぼすおそれがある事態が発生したと認められる。

対策本部会議資料
令和３年２月５日
健康福祉総務課

資料２

新型コロナウイルス感染症の県内発生状況

４月９日に県内で初めて感染者が確認されてから２月５日（１０時時点）までに、計２７４人の感染が確認され、２５１人の方が退院・療養解除されました。

このうち、１月以降は６５人の感染が確認されています。

１．１月以降の患者の発生状況（２月５日１０時時点）

陽性判明日	陽　性	区　　分	備　考
１月１日	4人	210～213例目（安来市）	
２日	1人	214例目（松江市）	
４日	1人	215例目（松江市）	
５日	1人	216例目（出雲市）	
６日	1人	217例目（出雲市）	
	1人	218例目（松江市）	
７日	1人	219例目（邑南町）	
	2人	220、221例目（松江市）	
８日	2人	222、224例目（松江市）	
	1人	223例目（県外）	
９日	1人	225例目（安来市）	
	2人	226、227例目（松江市）	
１２日	1人	228例目（松江市）	
１３日	1人	229例目（出雲市）	
	1人	230例目（浜田市）	
１４日	1人	231例目（出雲市）	
	2人	232、233例目（浜田市）	
１５日	1人	234例目（松江市）	
１６日	1人	235例目（出雲市）	
１８日	1人	236例目（益田市）	
	1人	237例目（松江市）	
１９日	2人	238、239例目（益田市）	
２０日	1人	240例目（益田市）	
	1人	241例目（松江市）	
	1人	242例目（県外）	
２５日	1人	243例目（出雲市）	
	1人	244例目（松江市）	
	1人	244、245例目（松江市）	
２６日	4人	246、248～250例目（松江市）	
	1人	247（県外）	
２７日	3人	251～253例目（松江市）	
	1人	254例目（益田市）	
２８日	3人	255～257例目（松江市）	
	3人	258、262、264例目（県外）	
	4人	259、260、261、263例目（益田市）	
２９日	1人	265例目（県外）	
３０日	1人	266例目（県外）	
	1人	267例目（益田市）	
	1人	268例目（浜田市）	
３１日	1人	269例目（県外）	
２月１日	1人	270例目（県外）	
	1人	271例目（出雲市）	
２日	1人	272例目（益田市）	
	1人	273例目（松江市）	
４日	1人	274例目（雲南市）	
計	65人		

２．陽性患者の発生状況（２月５日１０時時点）

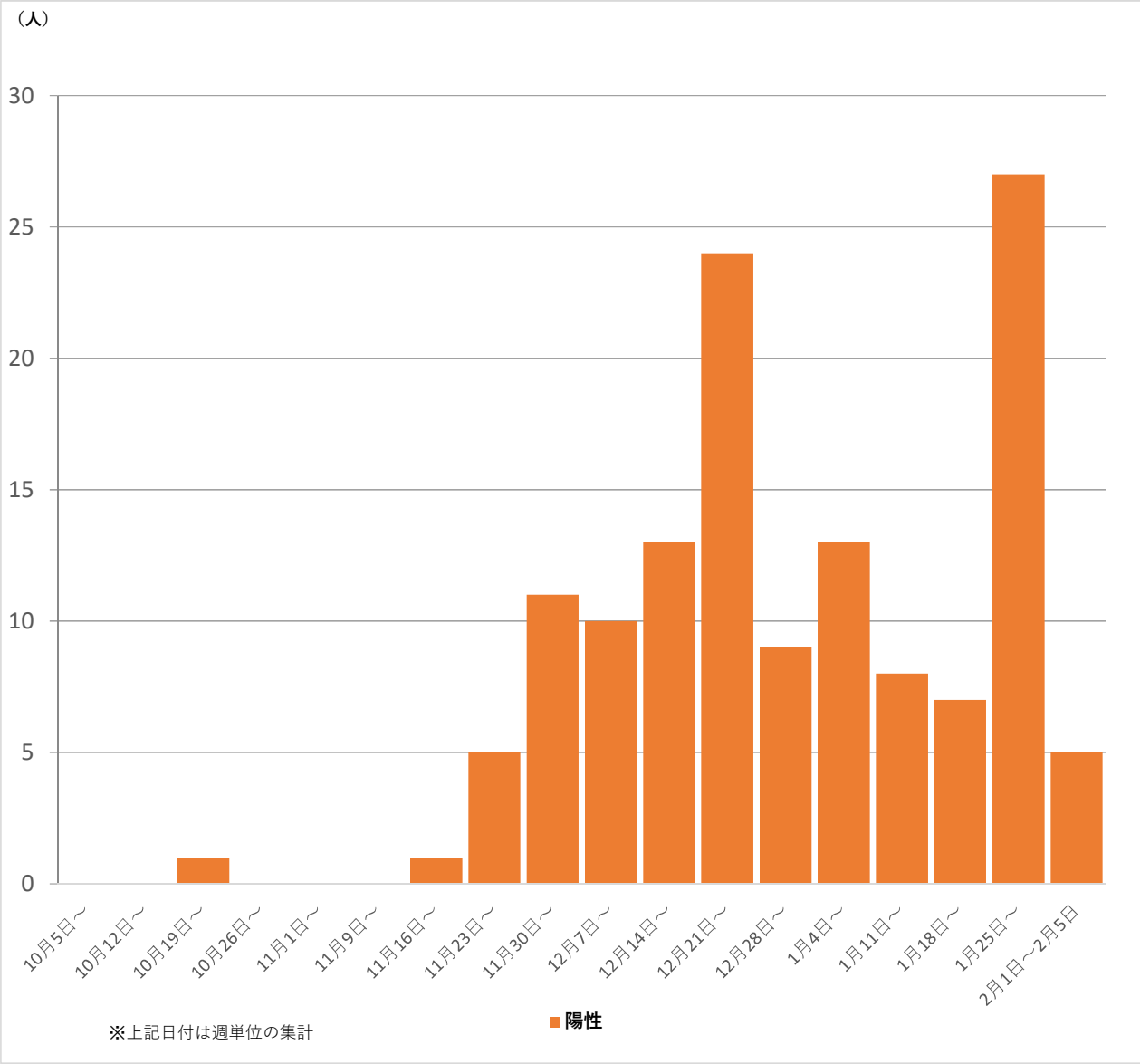

３．医療提供体制（２月５日１０時時点）

（１）病床確保状況及び使用率

単位：床、人、％

確保病床数 (A)	即応病床 (B)	入院患者数 (C)	病床利用率	
			確保病床 (C／A)	即応病床 (C／B)
253床	198床	22人	8.7%	11.1%

（２）軽傷者等の宿泊療養

患者の増加に備え、軽症者や無症状者の療養のための宿泊施設として次のとおり確保

- 島根県立青少年の家「サンレイク」（出雲市・３３室）
- 島根県立少年自然の家（江津市・２０室）
- 玉造国際ホテルRivage Choraku（松江市・４５室）

対策本部会議資料
令和３年２月５日
健康福祉総務課

資料３

他の都道府県の保健所における積極的疫学調査の重点化（縮小）の状況について

１．島根県知事から厚生労働大臣への要請文・・・２頁

２．東京都における新型コロナウイルス感染症流行状況を踏まえた対応（臨時対応）（公表資料）・・・３頁

３．神奈川県内全保健所における「積極的疫学調査」の対象を絞る旨の公表資料・・・４頁

４．積極的疫学調査における優先度について（R2.11.20 事務連絡 厚生労働省新型コロナウイルス感染症対策推進本部）・・・５頁

５．新型コロナウイルス感染症に関する保健所体制の整備と感染拡大期における優先度を踏まえた保健所業務の実施について（R3.1.8 事務連絡 厚生労働省新型コロナウイルス感染症対策推進本部）・・・８頁

６．新型コロナウイルス感染症患者に対する積極的疫学調査実施要領（抜粋）（R3.1.8版 国立感染症研究所感染症疫学センター）・・・10頁

厚生労働大臣　田村 憲久 様

新型コロナウイルス感染症に係る積極的疫学調査の
重点化に関する要請

厚生労働省におかれては、都道府県に対し、新型コロナウイルス感染症に対する積極的疫学調査について、「積極的疫学調査における優先度について」（令和２年 11 月 20 日付け事務連絡）、「新型コロナウイルス感染症に関する保健所体制の整備と感染拡大期における優性度を踏まえた保健所業務の実施について」（令和３年１月８日付け事務連絡）等により、保健所の過度な業務負担を軽減するためにも、地域の感染状況に応じて柔軟に重点化を検討することとされております。

これらを基に、例えば東京都においては、新型コロナウイルスの感染拡大に伴い、保健所業務の増大が著しく、新規感染者への適切な対応が難しくなってきているとの理由で、主な調査対象を医療機関や高齢者施設等に絞るなど、積極的疫学調査の規模を縮小する方針を打ち出され、対象外となる飲食店や職場等での感染については原則詳しく調査することはせず、重症化リスクの低い濃厚接触者についても調査を義務づけず、各保健所が必要に応じて判断するとの報道があります。

これらが事実とすれば、島根県民が緊急の業務や大学受験などで、積極的疫学調査を縮小した都道府県内に滞在している間に濃厚接触者となったことが事後に判明した場合、帰県後の当該県民について関係都道府県からの情報提供はなされないこととなり、本県内の感染を拡大させるリスク要因となります。当然、島根県としても、このリスク要因への対応を検討する必要があります。

つきましては、厚生労働省におかれましては、直ちに、上記事務連絡等による積極的疫学調査の重点化（対象範囲の縮小）の全都道府県の実施状況を調査し、その結果を情報提供されるよう、強く要請します。

令和３年２月３日

島根県知事　　丸山　達也

2021年1月22日

東京都における新型コロナウイルス感染症流行状況を踏まえた対応（臨時対応）

目的

重症化リスクの高い新型コロナ陽性者への迅速な対応により、都民の命を守る

- 各陽性者の重症化リスクの把握に重点を置き適切な医療提供へつなげることを優先課題とする。
- 積極的疫学調査の対象や項目について、優先事項を整理し、保健所事務の負担軽減を図る。

方針

各保健所が管轄する地域の実情に合わせ、発生した陽性者の重症化リスクに係る状況把握を優先

- 疫学調査及び健康観察については、陽性者が重症化リスクのある者であるか、又は重症化リスクのある者が多数いる場所・集団※に直接帰属しているかの把握 に重点をおくこと。

※ 高齢者や基礎疾患を有する者、医療機関、高齢者施設、障害者施設、特別支援学校等

- 発生届の記載事項のうち、接触者における重症化リスクの有無等を参考に、検討すること。
- 把握した陽性者の状況に基づき、以下の対応を基本としつつ、地域の流行状況や個別の事情を踏まえ保健所において対応を判断すること。

保健所における実務対応

1. 陽性者が重症化リスクのある者の場合は、優先して入院調整等を実施すること。
2. 重症化リスクのある者が多数いる場所・集団に直接帰属している場合、クラスター対策としての集中的な検査も含めて検討すること。
3. 重症化リスクのある者が多数いる場所・集団以外の濃厚接触者については、14 日間の外出自粛・自宅待機とし、健康観察期間中に発症した際には診療・検査医療機関を受診するよう依頼すること。
4. 保健所における対応の優先順位が低い対象等においては、濃厚接触者の認定や行政検査について、医療機関の医師による総合的な判断において実施すること。
5. 学校・企業等においては、健康管理担当者等が主体となり、健康観察や保健指導を実施する体制に可能な限り切り替え、感染拡大防止策を図ること。

臨時対応の期間について

終了の目安として、新規陽性者数※及び医療提供体制等の負荷を勘案して、総合的に判断

※ 国が定めた感染状況の指標のうち、新規陽性者数の目安がステージⅢ相当（東京都に当てはめると新規感染者 1 日あたり約300～500人程度）になったかどうかを考慮

神奈川県

掲載日：2021年1月8日

県内全保健所において「積極的疫学調査」の対象を絞ります

2021年01月08日
記者発表資料

令和2年11月20日に開催された、第20回新型コロナウイルス感染症神奈川県対策本部会議を受け、11月27日に神奈川県感染症対策協議会にて、積極的疫学調査の重点化について了解され各保健所の判断で実施されていたところです。
今般、新規陽性患者の急増とともに感染経路不明者も増加しており、まん延期に移行していると考えられます。また、保健所業務の増大が著しく、新規感染者への適切な対応が難しくなってきていることから、この度、県内全保健所において積極的疫学調査の対象を絞り、重点化について徹底することとしましたのでお知らせします。

積極的疫学調査とは

感染症などの色々な病気について、発生した集団感染の全体像や病気の特徴などを調べることで、今後の感染拡大防止対策に用いることを目的として行われる調査

今後の積極的疫学調査の対象

高優先：

医療機関（特に高齢者が多い施設）

高齢者施設・福祉施設等

中優先：

学校／幼稚園・保育園の教員等

市中の一般感染患者の濃厚接触者の方

同居家族の方は保健所から指示があります。

新型コロナウイルス接触アプリ（COCOA）の通知を受信した方は、居住地を所管するコールセンターへご連絡ください。

参考　（注記）開設時間等は各自治体ホームページ等でご確認をお願いします。

横浜市新型コロナウイルス感染症コールセンター　045-550-5530

川崎市新型コロナウイルス感染症コールセンター　044-200-0730

相模原市新型コロナウイルス感染症相談センター　042-769-9237

横須賀市帰国者・接触者相談センター　046-822-4308

藤沢コロナ受診相談センター　0466-50-8200

茅ヶ崎市保健所コロナ受診相談センター　0467-55-5395

上記以外の市町村にお住まいの方は

神奈川県新型コロナウイルス感染症専用ダイヤル　0570-056774

資料４－１

令和３年２月５日時点
（1 月 29 日～2 月 4 日）

「今後の感染状況の変化に対応した対策の実施に関する指標及び目安について」　比較一覧

指標		医療提供体制の負荷			監視体制	公衆衛生体制の負荷		
		①病床のひっ迫具合		②療養者数（入院者、自宅宿泊療養者の合計）	③陽性率	④新規報告数	⑤直近１週間と先週１週間比較	⑥感染経路不明率
		病床全体	うち重症者用病床					
国指標	ステージⅢ	・最大確保病床の占有率 1/5（20%）以上 ・現時点の確保病床数の占有率 1/4（25%）以上	・最大確保病床の占有率 1/5（20%）以上 ・現時点の確保病床数の占有率 1/4（25%）以上	人口 10 万人当たりの全療養者数 15 人以上	10%	15 人/ 10 万人/週以上	直近１週間が先週１週間より多い	50%
	ステージⅣ	最大確保病床の占有率 1/2（50%）以上	最大確保病床の占有率 1/2（50%）以上	人口 10 万人当たりの全療養者数 25 人以上	10%	25 人/ 10 万人/週以上	直近１週間が先週１週間より多い	50%
県指標		病床稼働数	－	入院中患者数	－	2 人/ 10 万人	－	30%
県の状況 【2/5 10:00 時点】		・最大確保病床の占有率 8.70% ・現時点確保病床の占有率 8.70% ・最大確保病床数 253 床 ・現時点の確保病床数 253 床 ・使用状況 22 床	・最大確保病床の占有率 0% ・現時点の確保病床数の占有率 0% ・最大確保病床数 25 床 ・現時点の確保病床数 25 床 ・使用状況 0 床	人口 10 万人当たりの全療養者数 3.30 人 全療養者　22 人 （入院者　22 人） （宿泊療養者 0 人）	1.74% 1/18～1/24 7 件/402 件	1.50 人/10 万人/週 1/29～2/4 10 人	－ 【1/22～1/28】 22 人 【1/29～2/ 4】 10 人	20.0% 1/29～2/4 2 人/10 人

資料５

令和3年2月5日10:00時点

都道府県別確定患者数の累計（チャーター便、クルーズ船案件を除く）

No.	都道府県	人口数		新規感染者数		参考 12月28日～1月3日	増減
		人口数（千人）	10万人換算	1月25日～1月31日の 1週間累計（人）	人口10万人あたり （人）	人口10万人あたり （人）	
1	東京	13,921	139.21	5333	38.31	39.87	-1.56
2	沖縄	1,453	14.53	495	34.07	15.90	↑18.17
3	千葉	6,259	62.59	1779	28.42	20.61	↑7.81
4	神奈川	9,198	91.98	2385	25.93	28.60	-2.67
5	大阪	8809	88.09	1995	22.65	19.24	↑3.41
6	福岡	5,104	51.04	1117	21.88	9.44	↑12.44
7	埼玉	7350	73.50	1596	21.71	20.59	↑1.13
8	兵庫	5,466	54.66	969	17.73	16.68	↑1.04
9	京都	2,583	25.83	441	17.07	13.47	↑3.60
10	茨城	2860	28.60	408	14.27	7.76	↑6.50
11	愛知	7,552	75.52	1064	14.09	16.43	-2.34
12	北海道	5,250	52.50	685	13.05	12.00	↑1.05
13	岐阜	1,987	19.87	239	12.03	18.82	-6.79
14	群馬	1,942	19.42	231	11.89	11.28	↑0.62
15	奈良	1,330	13.30	154	11.58	14.74	-3.16
16	栃木	1,934	19.34	197	10.19	20.48	-10.29
17	大分	1,135	11.35	110	9.69	7.14	↑2.56
18	三重	1,781	17.81	164	9.21	4.88	↑4.32
19	山口	1358	13.58	125	9.20	4.42	↑4.79
20	滋賀	1414	14.14	128	9.05	11.24	-2.19
21	静岡	3,644	36.44	302	8.29	5.71	↑2.58
22	宮崎	1073	10.73	73	6.80	4.10	↑2.70
23	和歌山	925	9.25	62	6.70	5.84	↑0.86
24	熊本	1748	17.48	114	6.52	11.90	-5.38
25	広島	2804	28.04	179	6.38	16.26	-9.88
26	香川	956	9.56	55	5.75	2.41	↑3.35
27	福島	1,846	18.46	103	5.58	4.71	↑0.87
28	宮城	2,306	23.06	128	5.55	7.07	-1.52
29	長崎	1,327	13.27	66	4.97	18.54	-13.56
30	佐賀	815	8.15	40	4.91	3.31	↑1.60
31	岡山	1,890	18.90	89	4.71	8.20	-3.49
32	長野	2,049	20.49	95	4.64	5.51	-0.88
33	山形	1078	10.78	45	4.17	2.60	↑1.58
34	福井	768	7.68	30	3.91	1.43	↑2.47
35	島根	674	6.74	26	3.86	1.34	↑2.52
36	愛媛	1,339	13.39	47	3.51	3.96	-0.45
37	鹿児島	1,602	16.02	55	3.43	4.18	-0.75
38	石川	1,138	11.38	39	3.43	5.71	-2.28
39	高知	698	6.98	22	3.15	7.59	-4.44
40	青森	1,246	12.46	36	2.89	5.46	-2.57
41	新潟	2,223	22.23	60	2.70	2.70	0.00
42	徳島	728	7.28	17	2.34	0.55	↑1.79
43	富山	1044	10.44	23	2.20	2.87	-0.67
44	山梨	811	8.11	14	1.73	5.30	-3.58
45	秋田	966	9.66	11	1.14	2.17	-1.04
46	岩手	1,227	12.27	8	0.65	1.22	-0.57
47	鳥取	556	5.56	2	0.36	5.04	-4.68

【出典】

人口数：人口推計　第４表　都道府県, 男女別人口及び人口性比ー総人口, 日本人人口（2019年10月１日現在）

感染者数：厚生労働省「確定患者数（報告日ベース）の推移（都道府県別・各日）」（2月2日）

資料６

島根県の対応（案）

島根県対策本部決定

２月２日に、政府は緊急事態措置を実施すべき期間及び区域を変更したことから、県民に対し、以下のとおり要請する。

なお、要請の期間は、令和３年２月８日から３月７日までとする。

１．　緊急事態措置を実施すべき区域である、~~栃木県、~~埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県、岐阜県、愛知県、京都府、大阪府、兵庫県及び福岡県との往来を控えること。

特に、東京都、埼玉県、千葉県、神奈川県のように、保健所による積極的疫学調査の対象の限定を実施又は検討している地域との往来は、極力、控えること。

この他に、北海道札幌市、福島県、茨城県、栃木県、群馬県、広島県広島市、長崎県長崎市、熊本県、宮崎県、沖縄県などのように都道府県が住民に対して、不要不急の外出自粛を要請している地域との往来については、慎重に判断すること。特に、発熱等の症状がある場合は、往来を控えること。

ただし、やむを得ない仕事や、就職活動、受験、葬儀、看病・介護などでの往来は、発熱等の症状がある場合を除き、控えて頂く必要はないこと。

２．　職場や家庭での感染を防ぐため、感染リスクが高まる「５つの場面（飲酒を伴う懇親会等、大人数や長時間におよぶ飲食、マスクなしでの会話、狭い空間での共同生活、居場所の切り替わり）」に注意し、引き続き

⑴　「３つの密」の回避

⑵　「人と人との距離の確保」

⑶　「マスクの着用」

⑷　「手洗いなどの手指衛生」

など、基本的な感染症対策に取り組むこと。

３．　飲食店の利用について、各店舗において感染症拡大防止対策を徹底してもらうこと、県民の皆様にも、そうした店舗を利用して頂くことを前提として、

⑴　「県外の人との飲食」は、ノンアルコールの場合を含め、県内でも県外でも、控えること。

⑵　県外からの帰省など、県外の方が自宅に宿泊されたご家庭の方は、県外の方が戻られた後の２週間は、ご家族以外との飲食を、ノンアルコールの場合を含め、控えること。

⑶　県外への帰省など、県外の方の自宅に宿泊された方も、県内に戻られた後の２週間は、ご家族以外との飲食を、ノンアルコールの場合を含め、控えること。

⑷　飲食店の利用について、当面、

①　飲食の際の人数を、９人以下とすること。

ただし、県外の方と飲食された方や、県外の方の自宅での宿泊をされた方は、２週間経過するまでは参加を控えること。

②　時間については１時間 30 分を限度とすること。

⑸ 「接待を伴う飲食店」については、引き続き、

① 県外での利用を控えること。

② 県内でも、県外の人との利用を控えること。

ただし、いずれの事項も、鳥取県と、生活（通勤、買物等）圏域に属する広島県・山口県の地域については、県内と同様に取り扱う。

4． 冬期においては、新型コロナウイルス感染症の感染拡大を防止する観点で、「寒冷な場面における新型コロナの感染防止等のポイント」に示されたとおり、適切な室内環境（温度、湿度等）を維持しつつ、十分な換気を行うこと。

5． 感染拡大防止のため、各業界団体が主体となり、業種ごとに実施すべき基本的事項を整理した「感染拡大予防ガイドライン」を再度確認し、実践すること。

6． イベント開催の目安については、別紙の「島根県の対応」によること。

7． 厚生労働省が提供している接触確認アプリ（ＣＯＣＯＡ）を、感染拡大防止のため、積極的にインストールし、活用すること。

8． 事業所においては、在宅勤務（テレワーク）、時差出勤、自転車通勤など、人との接触を低減する取組を行うこと。

9． 感染した方やその関係者などに対する、インターネットや SNS での誹謗中傷、うわさ話などは厳に慎み、県や市町村などの公的機関が発信する情報に基づき、人権に配慮した冷静な行動をとること。

資料６別紙

島根県の対応（令和３年 11 月 20 日島根県対策本部決定）

【12 月以降のイベント等開催制限について】

⑴感染防止対策と経済社会活動の両立のため、新たな日常の構築を図る。徹底した感染防止対策の下での安全なイベント等開催を日常化していく。

⑵イベント等の人数上限及び収容率要件については、令和３年３月７日まで原則として現在の取扱いを維持することとする。
ただし、令和３年３月７日までの間であっても、県内の感染状況等を踏まえ、見直すこともあり得ることとする。

⑶その上で、令和２年 11 月 12 日付の内閣官房新型コロナウイルス感染症対策推進室長の事務連絡「来年２月末までの催物の開催制限、イベント等における感染拡大防止ガイドライン遵守徹底に向けた取組強化等について」に基づき、収容率要件について、12 月以降、大声での歓声、声援等がないことを前提としうるイベント（クラシック音楽コンサート等）を 100%以内、大声での歓声、声援等が想定されるイベント（ロック・ポップコンサート等）を 50%以内とする現行制限を維持した上で、飲食を伴うが発声がないもの（映画館等）は、追加的な感染防止策を前提に 100%以内とする。マスク常時着用、大声禁止等の担保条件が満たされていない催物は、引き続き、50%以内とする。

⑷屋内施設で、大規模なイベント等（参加者 1,000 人超又は全国的な人の移動を伴うもの）の主催者等は、県に事前相談を行うものとする。

⑸令和３年３月８日以降については、県内の感染状況等により、改めて検討を行う。

時期		大声での歓声・声援等がないことを前提としうるもの	大声での歓声・声援等が想定されるもの
12 月１日～ 令和３年３月７日まで	イベント等の類型	・クラシック音楽コンサート、演劇等、舞踊、伝統芸能、芸能・演芸、公演・式典、展示会等 ・飲食を伴うが発声がないもの（注２）	・ロック、ポップコンサート ・スポーツイベント、公営競技、公演 ・ライブハウス・ナイトクラブでのイベント等
	人数上限	5,000 人または収容定員の 50%のいずれか大きい方	
	収容率	100%以内 （席がない場合は適切な間隔）	50%（注３）以内 （席がない場合は十分な間隔）

（注１）収容率と人数上限のどちらか小さい方を限度とする。

（注２）これまで、「イベント中の食事を伴う催物」は、大声での歓声・声援等が想定されるものと扱ってきたが、今後、必要な感染防止策が担保され、イベント中の発声がない場合に限り、イベント中の食事を伴う場合についても、「大声での歓声・声援等がないことを前提としうるもの」と取り扱うことを可とする。